## 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査 質問票

(平成27年度において子ども・子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園向け) まず最初に、貴施設の基本情報を記入してください。

1.	施設名		$\overline{}$
2.	設置者名		$\exists$
		ア 学校法人 イ 学校法人以外の法人 ウ 個人	$\exists$
3.	所在市区町村名		
4.	園則上の収容定員 ※平成27年5月	員(認可定員) 月1日現在の状況を記入してください。	人
5.	在籍園児数 満3歳以上の園り ※平成27年5月	見 月1日現在の状況を記入してください。	人
		度から継続入園している3歳児 月2日~平成24年4月1日生まれの者に限る。)	人

以下の質問については記入時点での移行の意向に基づき回答ください。

<sup>※</sup>子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)へ移行するためには、子ども・子育て支援法に基づく市区町村の確認を受ける必要があり、今回の調査への回答内容に関わらず市区町村に対しての手続が必要です。各施設は今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではありません。

## [平成28年度の移行予定]

問 1	から	度への移行(施設型給付の対象施設(幼稚園又は認定こども園)として、市区町:  子ども・子育て支援法に基づく確認を受けること。以下同じ。)について、現時  貴施設における平成28年度の対応方針をお答えください。	
	1	平成28年度から新制度への移行を予定していますか。	
		<ol> <li>平成28年度から移行する予定である。</li> <li>平成28年度から移行する方向で検討中。</li> <li>平成28年度は移行しない方向で検討中⇒問1⑦に進んでください。</li> <li>平成28年度は移行しない予定である。⇒問1⑦に進んでください。</li> </ol>	
	2	問1①で「1」「2」と回答した方に伺います。回答された「新制度への移行」の予定は、どの程度まで意思決定等されていますか。当てはまるもの <u>全てに</u> 〇を付けて下さい。	
		1. 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上済み。 2. 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されていないが、市区町村と移行について相談中。 3. 法人の理事会等で意思決定済み。	
	(3)	4. 上記のいずれにも該当しない。 ※市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているか否かについて不明な場合は、市区町村に御相談の上、回答してください。 ※市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているとは、園の名称が記載されているかどうかに関わらず、確保方策の数値に当該園の利用定員が算入されていることをいいます。 問1①で「1」「2」と回答した方に伺います。平成28年度の新制度への移行	
	<b>3</b>	に当たっては、幼稚園のまま移行する予定ですか。それとも認定こども園 (幼保連携型又は幼稚園型) となったうえで移行する予定ですか。	
		1. 幼稚園のまま移行する予定である。 2. 幼稚園のまま移行する方向で検討中である。 3. 認定こども園として移行する予定である。(その類型もお答えください。)	1
		ア 幼保連携型 イ 幼稚園型 ウ 未定 4. 認定こども園として移行する方向で検討中である。 (その類型もお答えください。)	] -
		ア 幼保連携型 イ 幼稚園型 ウ 未定  ⇒ 1 ~ 4 を回答した方は、問 1 ④⑤に進んでください。(また 1 、 2 を回答した方は、問 1 ⑥も回答してください。)	]
		<ul><li>5. 幼稚園のまま移行するか、認定こども園として移行するか検討中である。</li><li>⇒以上で終了です。ありがとうございました。</li></ul>	

4	問1③で「1」~「4」と回答した方に伺います。回答された「移行の類型」の予定は、どの程度まで決定されていますか。当てはまるもの <u>全てに</u> 〇を付けて下さい。
	1. 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上済み。 2. 市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されていないが、市区町村と移行について相談中。 3. 法人の理事会等で意思決定済み 4. 上記のいずれにも該当しない。
	<ul><li>※市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているか否かについて不明な場合は、市区町村に御相談の上、回答してください。</li><li>※市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているとは、園の名称が記載されているかどうかに関わらず、確保方策の数値に当該園の利用定員が算入されていることをいいます。</li></ul>
5	問1③で「1」~「4」と回答した方に伺います。子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける利用定員は何人を予定していますか。
	1 号定員 2 号定員 3 号定員
	※2号定員、3号定員は認定こども園のみ設定が可能です。 ※施設型給付の対象施設として市区町村から確認を受ける際に、認可定員の範囲
	内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を 想定している場合は、原則として認可定員の増加に係る園則変更の認可を得る ことが必要となりますので御留意ください。
	⇒問1③で「1」「2」を回答した方は、問1⑥に進んでください。問1③で「3」「4」を回答した方は、 以上で終了です。ありがとうございました。
6	問1③で「1」「2」と回答した方に伺います。満3歳未満の保育認定子ども (3号定員)について、小規模保育事業等(所在市区町村の認可が必要)を幼 稚園で併設して実施する予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定して いますか。
	1. 実施を希望する。 (事業の想定利用定員 2. 実施する方向で検討している。 3. 実施を希望しない。
	※小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員6人から19人の場合は、小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。
	⇒以上で終了です。ありがとうございました。

⑦ 問1①で「3」「4」と回答した方に伺います。満3歳未満の保育認定子ども (3号定員)について、小規模保育事業等(所在市区町村の認可が必要)を幼稚園で併設して実施する予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

1.	実施を希望する。	(事業の想定利用定員		人)
	実施する方向で検討 実施を希望しない。	している。	•	

- ※小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員6人から19人の場合は、小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。
- ⇒問2①に進んでください。

## [平成29年度以降の予定]

問2	新制度への移行について、	現時点での貴施設における平成2	9年度以降の対応方針をお
	答えください。		

1		①で「3」「4」と回答した方に伺います。平成29年度以降においての移行を予定していますか。	(新制
	1.	移行する予定である。 具体的な移行時期 ア 平成29年度 イ 平成30年度 ウ 平成31年度以降 ⇒問2③に進んでください。	
	2.	移行する方向で検討中である。 具体的な移行時期 ア 平成29年度 イ 平成30年度 ウ 平成31年度以降	
	3. 4. 5.		
2	当た	①で「3」~「5」と回答した方に伺います。新制度への移行を検討すって懸案と考えているのはどのような点でしょうか。当てはまるもの <u>st</u> けけてください。	
	1.	新制度の仕組みが十分に理解できない。	
	2.	市区町村との関係構築に不安がある。	
	3.	保護者の理解を得られるか不安である。	П
	4.	入園児の選考が自由に出来なくなるなど、応諾義務や利用調整の取 扱いに不安がある。	
	5.	所得に応じた保育料になるなどの利用者負担の仕組みに不安がある。	
	6.	施設の収入の面(公定価格の水準等)で不安である。	П
	7.	新制度への移行に伴う事務の変更や増大等に不安がある。	
	8.	その他(具体的に記述してください)	

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

3	問2①で「1」「2」と回答した方に伺います。回答された「新制度への移行」の予定は、どの程度まで決定されていますか。当てはまるもの <u>全てに</u> 〇を付けて下さい。
	<ol> <li>市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上済み。</li> <li>市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されていないが、市区町村と移行について相談中。</li> <li>法人の理事会等で意思決定済み。</li> <li>上記のいずれにも該当しない。</li> </ol>
	※市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているか否かについて不明な場合は、市区町村に御相談の上、回答してください。 ※市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているとは、園の名称が記載されているかどうか有無に関わらず、確保方策の数値に当該園の利用定員が算入されていることをいいます。
4	問2①で「1」「2」と回答した方に伺います。平成29年度以降において認定 こども園に移行する予定はありますか。
	<ol> <li>幼稚園のままの予定である。</li> <li>認定こども園に移行する予定である。</li> <li>→ 1、2を回答した方は、問2⑤に進んでください。</li> <li>幼稚園のままで移行するか、認定こども園に移行するか検討中である。</li> <li>⇒以上で終了です。ありがとうございました。</li> </ol>
5	問2④で「1」「2」と回答した方に伺います。回答された「移行の類型」の予定は、どの程度まで決定されていますか。当てはまるもの <u>全てに</u> 〇を付けて下さい。
	<ol> <li>市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上済み。</li> <li>市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されていないが、市区町村と移行について相談中。</li> <li>法人の理事会等で意思決定済み。</li> <li>上記のいずれにも該当しない。</li> </ol>
	<ul><li>※市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているか否かについて不明な場合は、市区町村に御相談の上、回答してください。</li><li>※市区町村の子ども・子育て支援事業計画の確保方策に計上されているとは、園の名称が記載されているかどうかに関わらず、確保方策の数値に当該園の利用定員が算入されていることをいいます。</li></ul>

<b>6</b>	問2④で「1」	「2」と回答した方に伺います。	平成29年度以降の利用定員は
	何人を想定して	いますか。	

		Ш
1.	下記の利用定員を想定している。	
	1号定員	人
	2号定員	人
	3号定員	人
2.	利用定員は未定である。	

- ※2号定員、3号定員は認定こども園のみ設定が可能です。 ※施設型給付の対象施設として市区町村から確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を想定している場合は、原則として認可定員の増加に係る園則変更の認可を得る ことが必要となりますので御留意ください。
- ⇒以上で終了です。ありがとうございました。